

令和7年度 福岡市訪問型在宅レスパイト事業について

1 事業目的

在宅生活を送っている医療的ケアが必要な障がい者の自宅等に、訪問看護ステーションの看護師が滞在し、介護者の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで介護者のレスパイトを図ります。

2 対象者

利用対象者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

(1) 次のア～オまでのいずれにも該当する方

ア 福岡市に居住する市民

イ 当該年度の4月1日時点で18歳以上の方 ※1

ウ 在宅で同居者等による介護を受けて生活している方

エ 訪問看護により医療的ケアを受けている方 ※2

オ 障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方(前年度に18歳到達した方を除く)

(2) (1)のアからオまでの全てに該当し、かつ、気管切開孔又は

顔マスク・鼻マスクを介した人工呼吸器を1日に24時間使用している方

※1 医療的ケアが必要な18歳未満の方は、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の対象となります。

※2 対象となる医療的ケア:人工呼吸器管理、気管切開管理、鼻咽頭エアウェイ管理、酸素療法、吸引(口鼻腔又は気管内吸引)、ネブライザー管理、経管栄養、中心静脈カテーテル管理、透析(継続的なものに限る。)、導尿、排便管理

人工呼吸器管理又は気管切開部の処置が必要な方を対象としていましたが、令和7年8月1日より対象者を拡大しています。

3 サービスの内容

市と協定を締結している訪問看護ステーションの看護師が自宅等(※)に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。

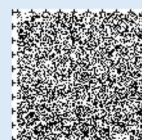
年間(4月1日から翌年3月末までの間)で**48時間**が上限です。

ただし、「2 対象者」の(2)に該当する方の上限時間については、令和7年度試行的に338時間(令和8年3月31日まで)へ拡大しています。

※ 自宅外での利用が可能な事例

- ・ 親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護。(ただし、医療、介護、障がい福祉のサービス提供施設を除く)
- ・ 病院受診時の看護を伴う付き添い(検査中及びリハビリ中の時間は控除)
- ・ 図書館や博物館などへ出かける際の看護を伴う付き添い

このチラシには、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると音声で聞くことができます。



4 利用者負担

利用者負担は1割です。(生活保護・市民税非課税世帯の方は免除)

利用者負担額表 (30分ごとの費用)

(単位:円)

サービス利用時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
昼間(夜間以外)	275	550	825	1,100	1,375	1,650	1,925	2,200
夜間(18時から翌6時)	382	764	1,146	1,528	1,910	2,292	2,674	3,056
サービス利用時間	4時間30分	5時間	5時間30分	6時間	6時間30分	7時間	7時間30分	8時間
昼間(夜間以外)	2,475	2,750	3,025	3,300	3,575	3,850	4,125	4,400
夜間(18時から翌6時)	3,438	3,820	4,202	4,584	4,966	5,348	5,730	6,112

8 時間を超える場合は要綱別表を参照ください。(要綱別表の1割が利用者負担額です。)

5 利用申請

(1)申請前の確認

- ・ 裏面「2 対象者」に該当するか確認ください。
- ・ 利用している訪問看護事業者が福岡市と協定を締結しているか、事業者へ確認ください。

(2)申請に必要な提出書類

- ・ 福岡市訪問型在宅レスパイト事業 利用(変更)申請書(様式第1号)
- ・ 訪問看護指示書(写し)
- ・ 指定訪問看護事業所との契約書(写し)
- ・ 直近の訪問看護報告書(写し)

※障がい福祉サービス受給者証をご持参ください。(前年度に18歳到達した方を除く)

(3)申請窓口 お住いの区の 区役所福祉・介護保険課 障がい者福祉係

6 ご利用にあたって(利用登録決定の通知があった場合)

- ①決定通知書に記載の訪問看護事業所と「訪問型在宅レスパイト事業」に係る契約を行ってください。
- ②訪問型在宅レスパイト事業をご利用
- ③訪問看護事業所から提示される実績報告書の内容確認(サインあるいは押印)
- ④訪問看護事業所へ利用者負担の支払い(生活保護・市民税非課税世帯の方は免除)

【問合わせ・申請先】 お住いの区の区役所福祉・介護保険課 障がい者福祉係

東区	電話 645-1067	FAX 631-2191	城南区	電話 833-4102	FAX 822-0911
博多区	電話 419-1079	FAX 441-1701	早良区	電話 833-4353	FAX 831-5723
中央区	電話 718-1100	FAX 715-5010	西区	電話 895-7064	FAX 881-5874
南区	電話 559-5121	FAX 512-8811			

